

教職員の働き方改革に伴う学校業務改善について

日ごろは、本市の教育行政にご理解・ご協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（「働き方改革推進法」）」が平成 31 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、本市教育委員会では、児童・生徒の健やかな成長をはぐくむとともに、教職員の長時間勤務を見直すため、平成 31 年 4 月 1 日より下記の学校業務改善の取り組みを実施しております。

本件の趣旨をご賢察のうえ、何卒ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 市内小中学校一斉退校日の設定

毎週水曜日、小学校では 18：00 までに、中学校では 18：30 までに教職員は退勤します。

2. 市内小中学校の音声ガイダンスによる応答（録音機能はありません）

①音声ガイダンスによる応答時間

	小学校	中学校
授業日（一斉退校日を除く）	18：30～翌朝 8：00	19：00～翌朝 8：00
一斉退校日（毎週水曜日）	18：00～翌朝 8：00	18：30～翌朝 8：00
授業を行わない日 （土・日曜日、祝日、 振替休業日等）	終日 （土・日曜日等に、授業や行事を実施する際は、 原則、授業日と同様）	
長期休業期間の平日	17：00～翌朝 8：30	

②緊急連絡先

①の応答時間中に児童・生徒が万が一事故や事件に遭うなど、緊急に連絡を要する場合には、警察、消防へご連絡ください。また、学校へ緊急な連絡が必要な場合は、摂津市役所（06-6383-1111）の宿直室で連絡を受け付け、必要に応じて折り返しの連絡をいたします。

③その他

- ・災害時や学校行事、緊急対応等のため、音声ガイダンスの設定時間を変更することがあります。
- ・音声ガイダンスの応答時間については、上記のとおりですが、教職員の勤務時間は、8 時 30 分から 17 時 00 分までですので、ご理解いただきますようお願いいたします。